

古河市体育協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、古河市体育協会（以下「体協」という。）会則第5条第2項第2号に規定する賛助会員に関して必要事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、次の2種とする。

(1) 個人会員

(2) 法人会員

2 賛助会員は、体協の目的及び事業の趣旨に賛同し、入会した個人及び法人とする。

3 賛助会員は、体協の円滑な運営を図るため、財政面の援助及び体協の事業等の支援を行うものとする。

4 賛助会員としての任期は、賛助会費を提出した日から、当該事業年度内とする。

(賛助会費)

第3条 賛助会員の会費は、年額会費とし、次のとおりとする。

(1) 個人会員 1口 1,000円

(2) 法人会員 1口 10,000円

2 賛助会費の口数は1口以上とする。

3 納期は、原則として毎年7月末日までとする。ただし、新規会員にあつては、随時とする。

4 既納の会費は、原則として返還しない。

(入会の申込)

第4条 賛助会員に入会しようとするものは、所定の「入会申込書」に必要事項を記入し、体協会長に提出するものとする。

(賛助会員への便宜)

第5条 賛助会員の資格を得たものは、次の便宜を受けることができる。

(1) 体協主催の主要事業への招待

(2) 体協開設のホームページへの氏名、法人名等の掲載

(3) 体協発行の広報誌等の配布

(4) その他、会長が必要と認めること。

付 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。